

覚えてください！  
いま地震対策は東海地震から

# 南海トラフ地震の時代へ

気象庁では、平成29年11月から、「東海地震に関連する情報」の発表をやめ、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」の発表と、その対応を行うことと  
しています。

☎ 22-1319 FAX 22-1239

これまで、「東海地震は、唯一予知の可能性がある地震」とされ、2・3日以内に東海地震が発生するおそれがあるときは、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発令され、同時に、気象庁が「東海地震予知情報」を発表することとなりました。発表後は、大規模地震対策特別措置法に基づいて鉄道が運休止し、学校が休校となり、工場、百貨店も活動を休止するなど、国や自治体は、東海地震に関連する情報が発表されることを前提に地震防災対策を定め、その初動体制を整えてきました。

## 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

- 地震災害警戒本部が設置される。
- 津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される。

気象庁は「東海地震に関連する情報」の発表をやめ、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」を発表します。

しかしながら、現在の科学力では地震の予知は相当難しく、国の中央防災会議は、平成29年9月に、現時点では確度の高い地震予測は困難であるとの見解を示し、政府もこれを了承しました。このため、現在、新たな防災対策の検討が必要になってきています。

一方、近年では、東海地震は単独の地震ではなく、紀伊半島沖を震源とする東南海地震や、四国沖を震源とする南海地震を含めた「南海トラフ地震」の一部であり、発生する場合は、それぞれが連動する可能性がある」と指摘されています。

このようことから、気象庁では、平成29年11月から、「東海地震に関連する情報」の発表をやめ、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」の発表と、その対応を行うこととしています。

南海トラフ地震に関連する情報には、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の調査結果を発表する「定例情報」と、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され

た場合などに発表する「臨時情報」があります。

富士宮市は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、「臨時情報」が発表された時点で、危機管理局職員が参集して情報収集にあたります。

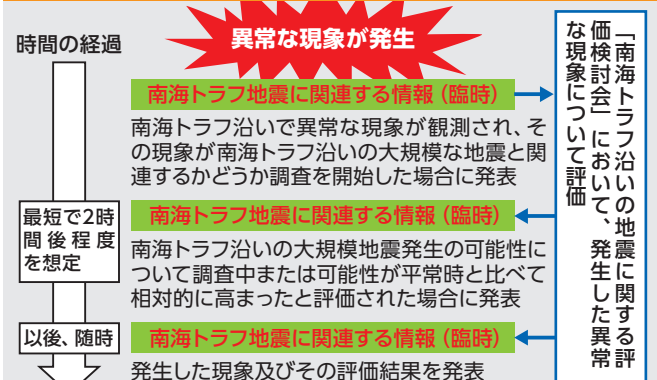
また、観測の結果、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合は、全職員が参集して災害警戒本部を設置し、同時にすべての指定避難所を開設して地震発生に備えます。また、気象庁が発表する「臨時情報」の内容は、同報無線、市公式ウェブサイトなどでお知らせします。

※「南海トラフ地震に関連する情報の発表」等は、南海トラフ地震に対する新たな防災対策が定められるまでの暫定的な措置となります。将来は、変更になる可能性がありますので、最新の情報にご留意ください。

## 「南海トラフ地震に関連する情報」

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○[南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会]の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

## 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」に関する基本的な流れ



※南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなく、なくなったと評価された場合には、その旨をお知らせし、情報の発表を終了



駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートおよびユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」です。南海トラフ地震は、おおむね100～150年間隔で繰り返し発生していますが、その発生間隔にはばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られています。昭和東南海地震および昭和南海地震が発生してから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まっています。（気象庁ウェブサイトから）

### 静岡地方気象台中村台長と須藤市長のホットライン (非常用直通電話) が開通しました



静岡地方気象台中村浩二台長（左）と須藤市長

平成29年12月20日(水)静岡地方気象台中村浩二台長が須藤市長を訪れ、面会の席上、市長との間にホットラインが結ばれることになりました。台風や大雨などによる災害の危機を気象台長から直接助言いただくことで、市民の皆さんへの迅速な避難等の呼びかけが可能となります。

先の秋田県の記録的大雨では、地元の気象台長が市長や町長に直接電話により危機感を伝えたことで迅速な避難の呼びかけにつながり2000棟もの住宅が被害を受ける中、死者やけが人が出ませんでした。

富士宮市の防災にまた一つ心強い味方が加わりました。

「南海トラフ地震は、複数回に分けて発生したり、一回で全域を破壊したり、その発生仕方には多様性がありますが、最大クラスの地震が発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定されます。」

また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10メートルを超える大津波の来襲が想定されています。

このため、南海トラフ地震が発生すると、広い地域で大変な被害が生じると想定されています。そこで、南海トラフ地震により著しい被害が生ずるおそれのある地域

が「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定され、国、地方公共団体、関係事業者等が、それぞれの立場から予防対策や、津波避難対策等の地震防災対策を推進することとされています。」（気象庁ウェブサイトから）

富士宮市も、地震調査委員会が2013年に発表した南海トラフ巨大地震の想定震源域直近にあります。

海沿いでないからと言って油断せず、家庭での備えを怠らず、各地域で行われる防災訓練に参加するなど、日ごろから防災意識を高く持つことがいざという時に自分の命を守ることにつながります。

「備えよ常に」の気持ちが必要です。